

事前に寄せられた質問に対する回答

問1 土壤汚染が発見された直後など早期の段階で住民説明を実施しようとすると、工事の概要が不明で、住民に説明できる内容が僅少といった課題がある一方、詳細調査（汚染の除去等の範囲を確定するために行う深度等の調査をいう。以下同じ。）を行った後などに住民説明を実施すると、周辺住民等から「もっと早期に説明すべきではないのか。」との指摘を受ける可能性がある。

こうした場合、どのような時期に住民説明を行うのが最も適切なのか。

答1 本県では「土壤汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針」に基づき、事業者等から報告のあった土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等の結果から土壤汚染を覚知した段階で直ちに当地の周辺環境の調査を行うとともに、速やかに公表することとしています。

こうしたことから、本県が周辺調査を行うことを事前に周辺住民に説明していただくとともに、詳細調査が完了し、工事方法の概要がある程度確定した段階で改めて住民説明を行ってください。

問2 要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壤を掘削除去する場合、事前に詳細調査を行い掘削の範囲及び深さを確定させる必要がある。

掘削除去に際しては、一般的に地表面は傾斜や起伏があることが多いが、①詳細調査（試料採取）地点、②対象区域の最高地点、③対象区域の最低地点、のいずれを掘削の基準となる高さ（標高）とすればよいのか。

答2 事案にもよりますが、一般的には、詳細調査により、各単位区画（10m×10m）の試料採取地点における基準不適合土壤の深さを確定させ、単位区画（当該詳細調査で汚染範囲を絞り込んだ場合はその範囲）ごとに地表面の傾斜や起伏によらず、①の詳細調査の地点（試料採取地点）を基準として、基準不適合土壤の深さまで掘削を行うことになると考えられます。

問3 汚染土壤の掘削除去に際し、汚染土壤の一部を完全に除去することができない次のような事例では、どの程度までの取り残しが許容されるのか。

- 1 敷地境界上（地中）に鋼矢板を設置して汚染土壤の掘削除去を行おうとする場合（隣接する敷地と鋼矢板との間にある汚染土壤の除去が不可能）
- 2 敷地境界上に工事用の仮設鋼板（仮囲い）を設置し、その下部（地中）に鋼矢板を設置する場合（敷地境界のやや内側に鋼矢板を設置せざるを得ないため、敷地境界と鋼矢板との間にある汚染土壤の除去が不可能）

答3 施工上の事情などにより、除去できない部分（汚染土壤）が生じることについては、やむを得ないと考えますが、事案により判断が異なるため、一律に許容範囲を示すことは難しいと考えます。このため、掘削除去に先立ち県民局等の担当者と十分協議を行った上で、指示を受けてください。

問4 今後の土壤汚染対策の動向について詳しく教えて欲しい。

答4 土壤汚染対策法については、平成22年4月の改正法の施行から5年が経過したことから、平成27年12月に今後の土壤汚染対策の在り方について環境省から中央環境審議会に諮問されました。

これを受け、中央環境審議会土壤農薬部会が平成28年10月に答申案を取りまとめ、意見募集（パブリック・コメント）を経て、平成28年12月に中央環境審議会会長から環境大臣に対して、第一次答申がなされました。

本答申によると、土壤汚染状況調査の契機、形質変更の届出、区域指定の要件など多岐にわたって見直すべきとされており、環境省では、本答申を踏まえ今後法改正を行う予定とのことです。

【参考】

「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果及び環境大臣への答申について（平成28年12月12日環境省報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/103347.html>）